

## 東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟市介護保険居宅介護サービス等の給付割合の特例に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50条及び第60条並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。)の規定に基づき、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害のことをいう。以下同じ。)により被災した被保険者に係る介護給付及び予防給付に係る給付割合の特例(以下「東日本大震災による特例」という。)の適用について並びに震災特別法第90条から第92条までの規定による食費及び居住費等に関する減免(以下、「食費及び居住費等の減免」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (東日本大震災による特例の対象者)

第2条 東日本大震災による特例の適用を受けることができる者は、平成23年3月11日に特定被災区域(震災特別法第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下同じ。)内の市町村に住所を有しており、同日以降に特定被災区域から本市に転入したものであって、以下に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被保険者又は当該被保険者の属する世帯(以下「所属世帯」という。)の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者
- (2) 所属世帯の生計維持者が、死亡又は心身に重大な障害を受けたこと若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した者
- (3) 所属世帯の生計維持者が、行方不明である者
- (4) 所属世帯の生計維持者が、事業を廃止し、若しくは休止し、又は失職し収入がない者
- (5) 被保険者が、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者
- (6) 被保険者が、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者。ただし、平成23年9月30日付で解除となった緊急時避難準備区域の設定については、今後も原子力災害対策本部長の指示の対象とみなすこととする。

- ( 7 ) 被保険者が、特定避難勧奨地点（原子力災害特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っている者
  - ( 8 ) 平成 23 年 3 月 11 日以降に新たに結婚その他これに準ずる理由により東日本大震災による特例の適用を受ける世帯に属することとなった者
  - ( 9 ) その他市長が必要と認める者
- ( 東日本大震災による特例の対象となる介護サービス )

第 3 条 東日本大震災による特例の適用を受けることができる介護サービスは、法第 50 条各号に掲げる介護給付及び法第 60 条各号に掲げる予防給付とする。

( 東日本大震災による特例の給付割合 )

第 4 条 法第 50 条及び法第 60 条の規定により市町村が定める給付割合は、100 分の 100 とする。

( 東日本大震災による特例の申請等 )

第 5 条 東日本大震災による特例の適用を受けようとする者は、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。この申請において、市長は、第 2 条の東日本大震災による特例の対象者の基準に応じ、以下の添付書類を求めることができる。

- ( 1 ) 第 2 条第 1 号に該当する場合は、罹災証明書、被災証明書その他住宅又は家財の損害の程度がわかる書類
- ( 2 ) 第 2 条第 2 号に該当する場合は、死亡診断書その他主たる生計維持者が死亡したことを証明することができる書類又は医師の診断書その他心身に重大な障害を負ったことを証明することができる書類
- ( 3 ) 第 2 条第 3 号に該当する場合は、行方不明になったことを証明できる書類
- ( 4 ) 第 2 条第 4 号に該当する場合は、廃業証明書、休業損害証明書その他事業の廃止若しくは休止又は失職の事実の確認が可能な書類
- ( 5 ) 第 2 条第 5 号及び第 6 号に該当する場合は、対象地域又は対象区域に居住していたことを証明する書類（住民基本台帳で確認できる場合は不要）
- ( 6 ) 第 2 条第 7 号に該当する場合は、対象地点に居住していたことを証明する書類（住民基本台帳で確認できる場合は不要）

2 市長がやむを得ない事情があると認める場合は、前項に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第 1 項の申請書の提出があったときはこれを審査し、特例の適用の可否を決定したときは、介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（第

2号様式)により通知するとともに、特例の適用を決定したときは、介護保険利用者負担額減額・免除認定証(第3号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(東日本大震災による特例の適用期間)

第6条 第5条第3項の規定により決定された東日本大震災による特例の適用期間の開始日は、平成23年3月11日とする。ただし、第2条第5号に規定する者については内閣総理大臣の指示があった日、同条第6号に規定する者については原子力災害対策本部長の指示があった日、同条第7号に規定する者については原子力災害現地対策本部が特定避難勧奨地点として特定した日、同条第8号に該当する者については免除を受ける世帯に属することとなった日を適用期間の開始日とする。

2 第5条第3項の規定により決定された東日本大震災による特例の適用期間の終了日は、第2条第1号から同条第4号、同条第8号及び同条第9号に規定する者については平成24年9月30日までとする。ただし、同日までの間において、第2条第3号に該当する者については生計維持者の行方が明らかとなる日までとする。同条第5号から同条第7号に規定する者については平成25年2月28日までの間に受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、同条第5号に該当する者のうち、平成23年4月22日に屋内退避指示が解除されたものについては平成23年6月30日までとする。

(利用料の還付請求等)

第7条 第5条第3項の規定により東日本大震災による特例の適用が決定した者は、東日本大震災による特例の適用を受けた給付割合を適用しない場合の介護保険利用者負担金を介護保険サービス提供事業者(以下「事業者」という。)に支払ったときは、新潟市介護保険利用者負担金還付請求書(第4号様式)に領収書を添えて、市長に東日本大震災による特例の適用を受けた給付割合を適用しない場合の介護保険利用者負担金の額と東日本大震災による特例の適用を受けた給付割合を適用する場合の介護保険利用者負担金の額との差額(以下「差額」という。)の還付を請求することができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、領収書の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときはこれを審査し、適当と認める場合は、差額を請求者に支払うものとする。

3 第1項の場合において、同項の規定による請求をすることができる期限は、事業者が介護保険利用者負担金を支払った日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。

(東日本大震災による特例の決定の取消し等)

第 8 条 市長は、偽りその他不正の手段により東日本大震災による特例の適用の決定又は還付を受けたときは、東日本大震災による特例の適用の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分についてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、資力の回復その他の事情の変化により減免することが不相当と認められる者があるときは、減免の決定を取り消すことができる。

( 食費及び居住費等の減免の対象者 )

第 9 条 食費及び居住費等の減免の対象者は、第 5 条第 3 項の規定により東日本大震災による特例の適用が決定した者とする。

( 食費及び居住費等の減免の対象となるサービス及び減免額 )

第 10 条 食費及び居住費等の減免の対象となる介護サービス及び減免額は、震災特別法第 90 条第 1 項、第 91 条第 1 項又は第 92 条第 1 項に規定する額とする。

( 食費及び居住費等の減免の申請等 )

第 11 条 食費及び居住費等の減免を受けようとする者は、新潟市介護保険施設等における食費・居住費等減免申請書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。この申請において、市長は、以下の書類を求めることができる。

( 1 ) 氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類

( 2 ) 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地を証する書類

( 3 ) 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合にあつては、入所又は入院した年月日を証する書類

( 4 ) 介護保険負担限度額認定証(これを有する場合に限る。)

2 第 5 条第 1 項の申請の際に前項に規定する申請が行われる場合を除き、市長は、必要に応じて同条に規定する添付書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第 1 項の申請書の提出があつたときはこれを審査し、減免を決定したときは介護保険施設等における食費・居住費等減免認定証(第 6 号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

( 食費及び居住費等の減免の適用期間 )

第 12 条 第 11 条第 3 項の規定により決定された食費及び居住費等の減免の適用期間の開始日は、平成 23 年 3 月 1 日とする。ただし、第 2 条第 5 号に規定する者については内閣総理大臣の指示があつた日、同条第 6 号に規定する者については原子力災害対策本部長の指示があつた日、同条第 7 号に規定する者については原子力災害現地対策本部が特定避難勧奨地点として特定した日、同条第 8 号に該当する者については、免除を受ける世帯に属するこ

ととなった日を適用期間の開始日とする。

- 2 第11条第3項の規定により決定された食費及び居住費等の減免の適用期間の終了日は平成24年2月29日までとする。ただし、同日までの間において、第2条第3号に該当する者については生計維持者の行方が明らかとなる日まで、同条第5号に該当する者のうち、平成23年4月22日に屋内退避指示が解除されたものについては平成23年6月30日までの間に受けた介護サービスについて適用するものとする。

(食費及び居住費等の還付請求等)

- 第13条 第11条第3項の規定により食費及び居住費等の減免が決定した者が食費及び居住費等の減免を適用しない場合の介護保険利用者負担金を事業者に支払ったときの還付手続きについては、第7条に定める取扱いに準じる。

(食費及び居住費等の減免の決定の取消し等)

- 第14条 偽りその他不正の手段により食費及び居住費等の減免の決定又は還付を受けたときの手続きについては、第8条に定める取扱いに準じる。

#### 附 則

(施行期日等)

- この要綱は、平成23年10月18日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

#### 附 則

(施行期日等)

- この要綱は、平成24年2月15日から施行し、平成23年3月11日から適用する。